

岩手県監査委員告示第 29 号

監査結果の公表（平成 18 年岩手県監査委員告示第 24 号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成 18 年 10 月 6 日

岩手県監査委員 川 村 農 夫  
岩手県監査委員 平 沼 健  
岩手県監査委員 菊 池 武 利  
岩手県監査委員 谷 地 信 子

〔措置通知書〕

農 林 水 第220号

平成18年 9 月14日

岩手県監査委員 川 村 農 夫 様  
岩手県監査委員 平 沼 健 様  
岩手県監査委員 菊 池 武 利 様  
岩手県監査委員 谷 地 信 子 様

岩手県知事 増 田 寛 也

監査の結果に対する措置について

平成18年 8 月28日付け岩監第36号により提出のありました監査の結果に関する報告における留意改善を要する事項のうち、農林水産部に係るものについて、下記のとおり措置しましたので通知します。

記

1 留意改善を要する事項

県南広域振興局北上総合支局農林部

林業改善資金貸付償還金の徴収に当たり、違約金の調定をしていないものが 2 件、38,608 円あったので、適正な事務の執行に努められたい。

2 措置内容

調定すべき違約金38,608円について、平成18年 5 月26日に調定を行った。今後は、会計規則等関係規定を担当職員に改めて周知徹底し、調定の漏れがないよう債権の管理に万全を期し、再発防止に努める。